

令和7年11月八幡平市教育委員会定例会

日 時 令和7年11月17日（月）

午後2時00分から

場 所 八幡平市役所3階大会議室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 諸般の報告

4 付議する事件

（1）議案第1号 八幡平市要保護及び準要保護就学援助費支給要綱の一部改正について

5 そ の 他

6 閉 会

会議名 令和 7 年 11 月 八幡平市教育委員会定例会

日 時 令和 7 年 11 月 17 日 (火)
午後 2 時 00 分から 時 分まで

場 所 八幡平市役所 3 階大会議室

出席者 教育長 星 俊也
委 員 羽沢 憲英
委 員 松田 育恵
委 員 小野 永喜
委 員 田村 沙和子

説明員 教育次長兼学校給食センター所長兼図書館長 工藤 輝樹
教育総務課長 坂本 譲
教育指導課長兼教育研究所長 田代 英樹
文化スポーツ課長兼博物館長 東本 茂樹

事務局 教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長兼図書館副館長 羽澤 りち子

傍聴人 人

議案第1号

八幡平市要保護及び準要保護就学援助費支給要綱の一部改正について

八幡平市要保護及び準要保護就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和7年11月17日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

現在、就学援助の認定通知は学校長を経由して、児童生徒を通じて保護者へ配布しているが、他の児童生徒の目に触れるおそれがあることから対象児童生徒への配慮のために、市教委から保護者に郵送で通知する方式に改正しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第1号

八幡平市教育委員会告示第●号

八幡平市要保護及び準要保護就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年●月●日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

八幡平市要保護及び準要保護就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

八幡平市要保護及び準要保護就学援助費支給要綱（令和2年6月24日八幡平市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「校長を経由して」を削り、同項ただし書を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

八幡平市要保護及び準要保護就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(就学援助の認定)</p> <p>第5条 教育長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、これを審査し、及び就学援助の可否を決定し、並びにその結果を<u>校長を経由して</u>保護者に通知するものとする。<u>ただし、前条ただし書の規定に係る決定については、教育長から保護者に通知するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(就学援助の認定)</p> <p>第5条 教育長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、これを審査し、及び就学援助の可否を決定し、並びにその結果を保護者に通知するものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(略)</p>